

第138期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所

長野市大字中御所字岡田178番地8

当行本店3階 大会議室

新型コロナウイルスについてのお願

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第138期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	5
■ 第2号議案 取締役8名選任の件	6
■ 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック オプションの具体的な内容決定の件	14
(添付書類)	
第138期事業報告	16
計算書類	37
連結計算書類	40
監査報告書	42

株式会社 **八十二銀行**

証券コード：8359

招集ご通知

証券コード 8359

2021年6月4日

株主各位

長野市大字中御所字岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

取締役頭取 湯本昭一

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第138期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
3. 目的事項

報告事項	(1) 第138期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 (2) 第138期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 重複行使の取扱い

議決権行使書とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人ご本人の議決権行使書および代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- 次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。
会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容をインターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきますのでご了承ください。

当行ホームページ ▶ <https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html>

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 2021年6月25日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後5時到着分

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネット等による議決権行使



行使期限 2021年6月24日(木曜日)午後5時

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使される場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

スマートフォンによる議決権行使

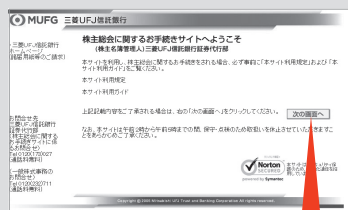
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。



パソコンによる議決権行使

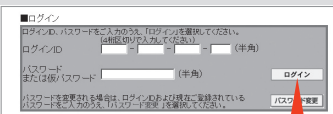
議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



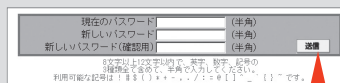
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）受付時間 9：00～21：00（土曜、日曜、祝日も受付）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当行の配当方針は、1株当たりの配当の下限を5円とし、安定配当と自己株式取得による積極的な株主還元を実施することを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき8円といたしたいと存じます。なお、中間配当金6円と合わせた年間配当金は、14円であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項および総額

当行普通株式 1株につき8円

配当総額 3,916,468,568円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

2. 剰余金の処分に関する事項

将来に備え企業体質を強化するため、繰越利益剰余金11,000,000,000円を取崩し、別途積立金として計上するものであります。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 11,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 11,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役のうち、湯本昭一、松下正樹、舟見英夫、吉江宗雄、宮原博之、浅井隆彦、黒澤壯吉の7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするもので、候補者は次のとおりであります。

(参考) 候補者一覧

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	湯本昭一	取締役頭取	14回／ 14回 (100%)
2	再任	松下正樹	取締役副頭取	14回／ 14回 (100%)
3	再任	宮原博之	常務取締役	14回／ 14回 (100%)
4	再任	浅井隆彦	常務取締役	14回／ 14回 (100%)
5	新任	樋代章平	常務執行役員	—
6	再任	黒澤壯吉	取締役	14回／ 14回 (100%)
7	新任	濱野京	—	—
8	新任	神澤鋭二	—	—

1

ゆ もと しょう いち
湯 本 昭 一

1956年7月9日生（満64歳） 男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 99,473株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1980年 4月	当行入行	2013年 6月	当行取締役頭取
2000年 6月	当行中野西支店長、引続き下諏訪支店長、名古屋支店長、金融市場部長		事務統括部、システム部、東京事務所 担当
2008年 6月	当行執行役員金融市場部長	2018年 6月	当行取締役頭取
2009年 6月	当行常務執行役員本店営業部長		監査部、東京事務所 担当
2011年 6月	当行常務取締役 リスク統括部、総務部、融資業務センター 担当		現在に至る

候補者とした理由

市場部門や国際部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2011年6月から取締役を、2013年6月からは頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。

2

まつ した まさ き
松 下 正 樹

1959年12月22日生（満61歳） 男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 38,395株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1982年 4月	当行入行	2017年 6月	当行取締役副頭取
2004年 2月	当行長野南支店長、引続き坂城支店長、企画部長		企画部、金融市場部、秘書室 担当
2011年 6月	当行執行役員諏訪エリア諏訪支店長	2018年 6月	当行取締役副頭取
2013年 6月	当行常務執行役員東京営業部長		リスク統括部、人事部、秘書室 担当
2014年 6月	当行常務執行役員本店営業部長	2020年 6月	当行取締役副頭取
2015年 6月	当行常務取締役松本営業部長		企画部、リスク統括部、秘書室 担当
			現在に至る

候補者とした理由

企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2015年6月から取締役を、2017年6月からは副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。

3

みや はら ひろ ゆき
宮原博之

1962年9月26日生（満58歳）男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 32,219株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2019年6月	当行常務取締役 事務統括部、総務部、事務センター、 本店センター、松本センター 担当
2008年6月	当行飯田支店副支店長、引続き東京 事務所長、屋代・稲荷山エリア屋代 支店長、人事部長	2020年6月	当行常務取締役 業務統括部、システム部、融資セン ター、事務センター、本店センター、 松本センター 担当 現在に至る
2016年6月	当行執行役員人事部長		
2017年6月	当行執行役員飯田エリア飯田支店長		

候補者とした理由

営業部門や人事部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者としたしました。

4

あさ い たか ひこ
浅井隆彦

1963年10月17日生（満57歳）男性

再任

取締役会出席状況 14回／14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 13,293株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年4月	当行入行	2018年6月	当行常務執行役員本店営業部長
2005年9月	当行軽井沢支店長、引続き融資部付、 松代支店長、東京営業部営業一部長、 リスク統括部長、融資部長	2019年6月	当行常務取締役 支店支援部、法人部、個人部、市場 国際部 担当
2017年6月	当行執行役員融資部長	2020年6月	当行常務取締役 人事部、金融市場部、総務部 担当 現在に至る

候補者とした理由

営業部門や融資部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月からは取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした豊富な経験や高い見識を活かすことにより、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者としたしました。

5

ひ だい しょう へい
樋 代 章 平

1964年6月7日生（満57歳） 男性

新任

取締役会出席状況 — 候補者の有する当行の株式数 5,119株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2010年3月 当行リスク統括部副部長、引続き東京事務所長、南松本エリア南松本支店長、企画部長
2018年6月 当行執行役員企画部長
2019年6月 当行常務執行役員本店営業部長
現在に至る

候補者とした理由

リスク管理部門や企画部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした豊富な経験や見識を活かすことにより、当行の経営に貢献ができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。

6

くろ さわ そう きち
黒 澤 壯 吉

1936年3月1日生（満85歳） 男性

社外役員

再任

独立役員

取締役会出席状況 14回/14回（100%） 候補者の有する当行の株式数 250,000株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

1958年4月 株式会社第一銀行入行
1988年6月 株式会社第一勧業銀行
取締役総括部長委嘱
1991年6月 同行常務取締役
1993年4月 株式会社第一勧銀情報システム社長
(2001年6月退任)
1994年6月 諏訪倉庫株式会社非常勤監査役
2003年6月 同社非常勤取締役（現任）
2017年6月 当行取締役
現在に至る

候補者とした理由

株式会社第一勧業銀行取締役、同行常務取締役を歴任されたほか、銀行系システム会社の経営者や事業会社社外役員としての職務経験もされるなど、豊富な経験と高度な知見を有しております。社外取締役としての職務も適切に遂行しており、引続き当行の経営に貢献ができる人物と判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特に金融分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

7	はまの 濱野	みやこ 京	1955年4月17日生（満66歳）女性	社外役員	新任
				独立役員	

取締役会出席状況 — 候補者の有する当行の株式数 —

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

- | | |
|--|--|
| <p>1979年4月 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）入構</p> <p>2013年7月 同機構理事（海外市場開拓、ミラノ万博日本館等担当役員）</p> <p>2015年10月 同機構参与</p> <p>2016年4月 同機構評議員（現任）</p> | <p>2016年4月 内閣府知的財産戦略推進事務局政策参与（クールジャパン戦略担当）（2019年9月退任）</p> <p>国立大学法人信州大学理事（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社グローセル社外取締役（現任）現在に至る</p> |
|--|--|

候補者とした理由

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）では初の女性理事を務め、長年企業の海外市場開拓支援や地域創生に従事されており、豊富な経験と幅広い知見を有しております。事業会社社外取締役としての経験もあり、経営監視機能の一層の強化が図られるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にグローバル分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

8	かんの 神澤	えいじ 鋭二	1956年7月13日生（満64歳）男性	社外役員	新任
				独立役員	

取締役会出席状況 — 候補者の有する当行の株式数 1,400株

略歴、当行における地位および担当、重要な兼職の状況

- | | |
|--|--|
| <p>1980年4月 株式会社八十二銀行入行</p> <p>1986年1月 同行退社</p> <p>1986年2月 キッセイコムテック株式会社入社</p> <p>1988年5月 同社取締役</p> <p>1990年5月 同社常務取締役</p> <p>1992年5月 同社代表取締役常務</p> | <p>1994年5月 同社代表取締役社長（現任）</p> <p>2018年5月 一般社団法人長野県情報サービス振興協会会長（現任）</p> <p>2018年6月 公益財団法人長野県テクノ財団理事長（現任）現在に至る</p> |
|--|--|

候補者とした理由

キッセイコムテック株式会社代表取締役として業務を執行されており、デジタル化推進に関する豊富な知見を有しております。会社経営者としての長年の経験と高度な見識から、多様な視点で意見をいただくこともできると判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、特にDX分野における専門的な観点から当行の業務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待しております。また、選任・報酬委員会の委員として当行の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与いただく予定であります。

-
- (注) 1. 黒澤壯吉氏とは一般預金者としての通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
2. 濱野京氏の出身元である独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)とは預金等の通常の取引がありますが、当行の預金に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
3. 神澤鋭二氏は1980年4月から1986年1月まで当行に在籍しておりました。
4. 神澤鋭二氏とは一般預金者としての通常の取引があります。また、当行は同氏が代表取締役を務めるキッセイコムテック株式会社と預金・貸出金等の通常の取引があるほか、同氏が会長を務める一般社団法人長野県情報サービス振興協会および理事長を務める公益財団法人長野県テクノ財団と預金等の通常の取引があります。以上の取引は当行の預金・貸出金等に占める取引の規模、性質等に照らして株主、投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと考えます。
5. 上記1から4のほか、各取締役候補者と当行の間にもいずれも特別の利害関係はありません。
6. 当行は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年12月25日に更新予定となっております。本議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者および樋代章平氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引続き被保険者となります。また、濱野京氏および神澤鋭二氏については、選任後被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】**
- ① 被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ② 填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。また、リスクの一定の割合を当行の自己負担とする縮小割合を設定しております。
7. 黒澤壯吉氏、濱野京氏、神澤鋭二氏は社外取締役候補者であります。なお、当行は3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8. 黒澤壯吉氏は、2017年6月より当行社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結をもって4年となります。
9. 当行は、現行定款第29条に基づき、黒澤壯吉氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、現契約を継続する予定であります。また、濱野京氏、神澤鋭二氏の両氏が社外取締役に選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特筆すべき事項はありません。
11. 各取締役候補者の年齢は、本定時株主総会開催時の満年齢であります。

(ご参考) 社外役員の選任および独立性の判断基準

■ 社外取締役および社外監査役の選任基準

社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「社外役員の独立性判断基準」により判断しております。

■ 社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
- (5) 当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - ・上記(1)～(6)に該当する者。
 - ・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

- 「最近」の定義 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- 「主要な取引先」の定義 直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
- 「法人等」の定義 法人以外の団体を含む。
- 「多額」の定義 過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
- 「近親者」の定義 二親等以内の親族。
- 「重要でない者」の定義 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

(ご参考) 社外役員のスキルマトリックス

当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

このような観点から、当行は、多様な知見やバックグラウンドを有する社外の人材を、社外役員（取締役・監査役）として選任することを基本方針としております。

当行社外役員（現職および選任候補者）メンバーのスキルマトリックスは以下のとおりです。

(注) 下記マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではなく、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり3つずつ記載しております。

氏名	役職	特に専門性を発揮できる分野						
		企業経営 ガバナンス	金融	法務 コンプライ アンス	DX テクノロジー	グローバル	環境・社会	学識経験
田下 佳代	取締役	●		●			●	
黒澤 壯吉	取締役	●	●		●			
濱野 京	取締役	●				●	●	
神澤 鋭二	取締役	●	●		●			
門多 丈	監査役	●	●			●		
和田 恭良	監査役	●		●			●	
山沢 清人	監査役				●		●	●

第3号議案

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

当行は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、取締役に対するストックオプション報酬額および内容について、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることをご承認いただいております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、ご承認いただいているストックオプションの具体的な内容に新たな内容（下線部分）を加え、今後も従前と同様に下記のとおり新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

割当対象者は当行業務執行取締役としており、第2号議案が原案どおり承認されますと対象となる業務執行取締役は7名となります。

各取締役へのストックオプション報酬の配分および支給時期につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、ストックオプションとしての報酬枠は、第125期定時株主総会においてご承認いただいているとおり、年額1億円以内の範囲であり、具体的な報酬額は新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

本議案におけるストックオプションの具体的な内容は、第125期定時株主総会において決議された内容について、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）で明確化された要件に従い補充するものであり、実質的な内容を変更するものではございません。

1. 報酬として新株予約権の付与を相当とする理由

当行の業務執行取締役に対して、当行業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

当行は2021年2月19日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を定めており、その概要は29、30ページに記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の個数 1,500個を1年間の上限といたします。

目的となる株数 普通株式15万株を1年間の上限といたします。

新株予約権の1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものいたします。

(2) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権を相殺するものいたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内といたします。

(5) 新株予約権の主な条件

対象者は、前記（4）の期間内において、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものいたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

① 当行は、新株予約権者が（5）の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

② 当行は、以下の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

イ 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当行が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

ハ 当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当行は新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

(8) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものいたします。

以上

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■ 当行の主要な事業内容

当行は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務、金融商品仲介業務等を行い、地域の皆様に幅広い金融商品・サービスを提供しています。

■ 金融経済環境

2020年度のがわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の停滞や海外経済の減速に伴い輸出が大幅に落ち込んだほか、個人消費や設備投資も前年を下回り、全体として厳しい状況が続きました。当行の主要な営業基盤である長野県経済においても、生産面では年度前半を中心に低迷しましたが、後半は半導体や自動車関連の需要増加を受けて持ち直しました。個人消費は内食需要の増加から大型小売店売上高が底堅く推移し、自動車販売も年度後半に持ち直しの動きがみられましたが、観光関連はインバウンドの減少等により大幅な落ち込みとなりました。また、住宅投資は持家を中心に新設住宅着工戸数が伸び悩みましたが、公共投資は災害復旧関連の工事が増加し高い水準を維持しました。

金融面においては、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで債券市場の安定を維持する観点から4月に検討された日本銀行の金融政策決定会合を受け、10年物国債金利は一時マイナス圏まで低下しました。ワクチン開発への期待感などを背景にプラス圏まで上昇したのちは、感染再拡大への警戒感などから膠着した状況が続きました。年度後半は株式相場の上昇により投資家のリスク選好が強まったことや、米国債利回りの上昇につられた売りが優勢となって0.17%近辺まで上昇したのち期末まで0.1%前後で推移しました。

株式相場は、経済活動の停滞が長期化すると懸念が強まり日経平均株価は年度当初に1万7千円台まで下落しましたが、その後は、経済活動が正常化に向かうとの期待感と感染再拡大に対する不透明感から一進一退の展開が続きました。米国大統領選挙以降は、政治の不透明感が後退したことやワクチン実用化への期待などを受けた上昇局面が続き、11月にバブル崩壊後高値を更新したうえ期末終値は31年ぶりの高水準となりました。

■ 事業の経過及び成果

こうした金融経済環境の下、当行は2018年度から2020年度までの3カ年を計画期間とする第31次長期経営計画『変化に挑み、次代を創る』において定めた「お客さま利益実現のための"対面営業"の強化・拡大」「"人材"育成投資・活躍機会の拡大」「"営業推進態勢・業務プロセス"の革新」の3つのテーマに基づき、株主各位をはじめとする地域社会の皆様のご期待にお応えするため、以下のとおり取り組んでまいりました。

■ 「お客さま利益実現のための"対面営業"の強化・拡大」

当行は、対面営業を重ねてお客さまのご意向への理解を深め、夢の実現をお手伝いできる高い提案力を発揮することで皆様からご支持いただける銀行を目指しております。

法人分野の取組みとしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により停滞した経済活動の影響を受けられた事業者さまを金融・非金融の両面から支援しました。2020年3月からは土・日・祝日も営業する新型コロナウイルス感染症「特別相談窓口」を開設し、事業者さまの資金繰りに関する幅広いご相談にお応えしました。4月からはお申込み当日中のお借入れを可能とした「コロナウイルス対策緊急特別ファンド」の取扱いを開始し、緊急対応を必要とする資金相談に迅速にお応えしたほか、9月からは「劣後ローン」の取扱いを開始し、財務基盤強化ニーズにお応えしました。また、非金融面のサポートでは、雇用調整助成金をはじめとする公的支援制度に関する解説やウィズコロナ時代に対応するための事業モデルの革新など幅広いテーマでオンラインセミナーを開催し、事業戦略の検討を後押ししました。11月には補助金活用や事業成長につながる事業計画の策定支援など、事業者さまに寄り添った伴走支援を強化するため、営業渉外部に「企業支援制度活用サポートチーム」を新設しました。

個人分野の取組みとしましては、高齢化社会の進展に伴い関心が高まる資産承継・相続関連のご相談に対して、税理士や行政書士などの専門家をお招きした個別相談会を開催し、お客さまのご事情にあわせたアドバイスを実施したほか、10月からは判断能力低下時の財産管理への不安を解消していただけるよう「民事信託預金」および「後見制度支援預金」の取扱いを開始しました。また、普及が進むキャッシュレス化に対する取組みとしましては、「82Debit」の機能を強化し、お客さまの決済ニーズにお応えするとともに、八十二カードと連携し利用者さまと事業者さま双方のキャッシュレス環境の整備に努めました。

なお、6月には法人・個人の分野ごとに検討していた商品・サービスのさらなる充実を目指して本部組織改正を実施しております。コンサルティング機能をより一層強化することで、高度化・多様化が進むお客さまニーズにも迅速にお応えしてまいります。

■ 「"人財"育成投資・活躍機会の拡大」

当行は、職員一人ひとりの意欲に応え成長や働きがいを実感できる職場環境を整備するとともに、お客さまのニーズを的確に把握し実現をサポートできる人財の育成に取り組んでおります。

人財の育成につきましては、4月に公的資格の取得を支援する制度を拡充し、自発的にスキルアップに取り組む職員の能力伸長をサポートしました。また、12月には業務知識などに関する学習コンテンツを掲載する行内システム「Terrace82（テラス82）」をスマートフォン等での利用も可能とし、時間や場所の制約を受けることなく職員がそれぞれの置かれた状況でいつでも学べる環境を整えました。さらに3月からは、育児休業取得中の職員のスムーズな職場復帰を後押しするため、育児休業期間中に更新された業務手順などを効率的に学習できるよう機能を追加しました。また、コロナ禍における罹患防止と能力伸長の両立支援策としましては、集合型を主体としていた業務研修の一部を動画視聴やオンラインによる実施方法に見直ししたほか、自主参加型研修「菁菁塾」においては、テレビ会議によるリモート受講やウェブを活用したeラーニングを奨励するなど、接触場面を減らしながら職員の自己研鑽機会の維持に努めました。

職員の活躍機会の確保につきましては、半日休暇制度・時間単位休暇制度や時差出勤などの柔軟な対応に加え、テレビ会議などのシステム面を整備することで在宅勤務やリモートワークの活用を後押しし、感染防止対策を講じるなかでも生産性や業務効率の向上に取り組みました。

■ 「"営業推進態勢・業務プロセス"の変革」

当行は、業務そのものを抜本的に見直す観点から効率化・合理化を進めるとともに、事業環境の変化に合わせて機動的に経営資源を最適配分できる態勢を目指して変革を進めております。

お客さまの利便性向上と業務効率化の両立に向けた取組みとしましては、9月から口座開設や氏名変更などのお手続きを遠隔地からサポートする「遠隔受付システム」の導入を開始しました。また、11月からは疾病保障付住宅ローンの団体信用生命保険のWeb申込サービスを開始し、お客さまが多彩な住宅資金プランのなかから最適な選択肢を絞り込む際に要する時間やお手続きなどのプロセスの省力化を図りました。

事業環境の変化に対する取組みとしましては、6月に本部組織改正を実施し、預金・融資・外国為替などの業務を一元的に管理することで事務手続きの標準化に取り組みました。また、働き方改革をはじめとする社会の変化やデジタルライゼーションによる金融業界の変化にも対応できる態勢を目指して「構造改革推進プロジェクトチーム」を設置し、既存業務・手続きの見直しや当行グループの組織風土改革に取り組みました。さらに12月からは、デジタル技術を活用した革新的な金融サービスや将来に向けたデジタル人財の育成を検討するため、本部組織を横断した「DXプロジェクト」に取り組みました。

■ 「SDGsへの取組み」

当行は、地球環境問題を重要な経営テーマと位置づけ当行の強みである環境経営のさらなる深化に取り組むとともに、持続可能な社会の実現に向けて主体的な活動を実践しております。

6月には、SDGsの取組みをさらに強化していくため、2019年4月に公表した「八十二銀行グループSDGs宣言」を踏まえ、「八十二銀行グループSDGs重点テーマ」を策定し優先的に取り組むべきテーマを設定しました。また、長野県内でのSDGs活動の活発化を目指した「長野県SDGs推進企業登録制度」の創設や普及への積極的な関与につきましては、他の関連企業とともに内閣府特命担当大臣から表彰を受けました。

気候変動に対する取組みとしましては、温室効果ガスの削減とエネルギーの地産地消を実現するため、6月から長野県内6店舗において長野県公営水力を活用した信州産のCO₂フリー電力の利用を開始しました。これらを含めた環境経営に対する継続的な取組みは、国際環境非営利団体であるCDPによる2020年の気候変動調査において国内銀行界最高ランクの評価を受け、5年連続して国内銀行界第1位となりました。

企業活動を通じたSDGsの取組みとしましては、2019年11月から取扱いを開始した八十二「地方創生・SDGs応援私募債」の寄付対象先に、環境保全活動や災害復興活動に取り組む団体のほか、地域医療機関を新たに加え、お客さまとともに地域の社会的課題の解決に取り組ましました。

■ 店舗

店舗につきましては、4月に深志支店を松本駅前支店内へ移転・統合しました。7月には佐久穂支店を佐久穂町役場新庁舎内へ移転し、行政サービスと金融サービスのワンストップ化を実現する店舗を設置しました。また、9月には松川支店を新築移転しました。

個人のお客さまのご相談にお応えする休日営業拠点として営業してきた「82プラザ」と「ローンプラザ」につきましては、7月に名称を「ローンプラザ」に統一しました。休日の相談ニーズが高いローン業務から、お客さまのライフプランの実現をサポートしてまいります。

コロナ禍における安定的な業務運営につきましては、感染防止対策を徹底し職員の安全確保を進めることで、お客さまにも安心してご来店いただける店頭営業体制を整えました。また、感染拡大が進んだ地域では最少人員での店舗運営を実行するため昼休業を導入しながら業務を継続し、社会を支える金融サービスの機能維持に努めました。

当期の業績は以下になりました。

■ 損益の状況

経常収益は、国債等債券売却益および貸出金利息の減少等により前期比114億9千2百万円減少して1,129億5千2百万円となりました。

また、経常費用は、金銭の信託運用損および有価証券の売却損の減少等により前期比96億2千3百万円減少して868億円となりました。

この結果、経常利益は前期比18億6千9百万円減少して261億5千2百万円となりました。

当期純利益は前期比10億4千5百万円減少して185億1千7百万円となりました。

なお、連結業績につきましては、経常利益が前期比12億9千9百万円減少して321億4千7百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3億6百万円増加して223億8千4百万円となりました。

■ 預金・貸出金

預金は、個人預金および法人預金を中心に期中6,815億円増加したことから、期末残高は7兆6,707億円となりました。

貸出金は、事業者向け資金および消費者向け資金等が増加したことから、期中1,435億円増加して期末残高は5兆5,875億円となりました。このうち中小企業向け資金は期中1,431億円増加して期末残高は1兆6,696億円、個人向け資金は期中281億円増加して期末残高は1兆2,443億円となりました。

■ 有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視し、安定的な収益を確保するとともに機動的な運用に努めました。国債および株式を中心に期中4,134億円増加し、期末残高は3兆3,338億円となりました。

■ その他

銀行の健全性を示す総自己資本比率は、単体・連結ともに20%程度となり、銀行界トップ水準を維持しております。

■ 対処すべき課題

1年以上が経過したコロナ禍も世界各地で動き始めたワクチンの普及により、パンデミック収束への期待感が高まっています。その一方で、経済活動の回復には相当な時間を要することも見込まれ、さまざまな対策を通じて社会に根付いた新しい生活様式や価値観は今後、私たちの生活にどのような変化をもたらすのか注目されます。地域経済を支える取組みは、まさにこれからが成果を問われる局面であり、地方銀行には卓越した提案力と解決力が求められます。同じく、コロナ禍が加速させたDX（デジタル技術を活用した変革）や働き方改革は、企業経営における重要テーマとして位置づけられるようになりました。さらにSDGsや脱炭素社会に向けた取組みなどの新たな潮流も加わることで、企業が期待される領域はより一層の広がりを見せています。

当行は地域の経済活動に活力を取り戻す原動力となり、地域の皆様の豊かな日常を支え続ける使命を果たすため、収益力の強化と企業価値の向上に取り組んでまいります。

2020年度をもって計画期間を終了した第31次長期経営計画で取り組んできた業務合理化によるコスト削減は、ある程度の成果を得ることができましたが、これまでの結果に満足することなく積極的に先端技術を取り込むことでさらに加速させてまいります。また、過去最高を更新することができた連単倍率は、証券やリース、カードなどのグループ各社の機能を強化するとともに、新しい事業領域にも進取果敢にチャレンジすることで総合金融サービスグループとしての成長に繋げてまいります。高度化・多様化するお客さまニーズに応え、預金・貸出・為替業務の付加価値を高めるとともに、市場運用部門では新たな枠組みによる人財育成の高度化を図ることで、中長期的な視点から収益力の強化に取り組んでまいります。

また、働き方改革やDXに加えて脱炭素社会に向かう時代の新しいうねりは、未来への転換をもたらすとともに、当行の企業価値を高めるうえで重要なテーマと認識しております。時代の大きな変化を当行グループとしての成長エネルギーに変換するべく、本部組織改正や人事制度改正を実行するとともに、新たに掲げた温室効果ガス排出量ネット・ゼロの達成を通じて、地域の未来に必要なとされる銀行へと進化してまいります。

八十二銀行は本年8月に創立90周年の節目を迎えます。これまで幾多の艱難を地域の皆様とともに乗り越え、地域経済を守り続けてきた矜持を胸に、長野県とともに歩む銀行として変わることのない使命を果たしてまいります。

株主各位のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、これからも地域の皆様のご期待にお応えすべく努力してまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	6,598,380	6,746,895	6,989,187	7,670,775
定期性預金	2,385,141	2,369,820	2,360,604	2,398,680
その他	4,213,238	4,377,075	4,628,583	5,272,094
貸 出 金	5,087,614	5,310,562	5,443,996	5,587,528
個人向け	1,127,226	1,176,531	1,216,227	1,244,386
中小企業向け	1,501,259	1,513,671	1,526,454	1,669,635
その他	2,459,127	2,620,360	2,701,314	2,673,507
特定取引資産 (トレーディング資産)	14,415	13,373	29,559	12,157
特定取引負債 (トレーディング負債)	4,960	4,356	3,444	3,066
有 価 証 券	2,514,375	2,771,528	2,920,426	3,333,897
国 債	997,073	1,001,092	1,000,867	1,181,165
地 方 債	255,015	383,801	362,245	352,304
その他	1,262,286	1,386,634	1,557,313	1,800,426
総 資 産	9,240,353	10,394,621	10,413,208	12,075,029
内 国 為 替 取 扱 高	50,795,977	50,824,472	51,783,906	48,304,817
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 23,047	百万ドル 21,831	百万ドル 20,900	百万ドル 22,639
経 常 利 益	34,898	29,024	28,021	26,152
当 期 純 利 益	22,726	21,830	19,562	18,517
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 44 85	円 銭 43 85	円 銭 39 69	円 銭 37 83
信 託 財 産	417	395	378	347
信 託 報 酬	2	2	2	2

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 貸出金のうち個人向けおよび中小企業向けには、当座貸越を含め、海外支店貸出および特別国際金融取引勘定貸出を除いて記載しております。

3 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株数）で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	181,250	161,184	165,077	153,969
経常利益	41,507	34,354	33,447	32,147
親会社株主に帰属する当期純利益	25,840	22,492	22,077	22,384
純資産額	777,068	765,509	748,432	909,694
総資産	9,309,043	10,451,533	10,470,547	12,160,638

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,159人
平均年齢	42年 1月
平均勤続年数	15年 10月
平均給与月額	367千円

- (注) 1 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
長	野	県	131店	うち出張所 (9)
新	潟	県	4	(ー)
東	京	都	6	(ー)
埼	玉	県	5	(ー)
群	馬	県	2	(ー)
愛	知	県	1	(ー)
岐	阜	県	1	(ー)
大	阪	府	1	(ー)
国	内	計	151	(9)
ア	ジ	ア	1	(ー)
海	外	計	1	(ー)
合		計	152	(9)

(注) 1 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所、店舗外現金自動設備を227か所、株式会社ローソン銀行との提携による店舗外現金自動設備を13,448か所（長野県内171か所、県外13,277か所）、株式会社セブン銀行との提携による店舗外現金自動設備を24,080か所（長野県内486か所、県外23,594か所）、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を12,213か所（長野県内146か所、県外12,067か所）それぞれ設置しております。

2 長野県内131店のうち11店（うち出張所2店）はランチ・イン・ランチ方式（店舗内店舗方式）により他店舗内へ移転しており、店舗の拠点数としては120か所となっております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

(注) 1 店舗外現金自動設備の新設（3か所）

綿半スーパーセンター中野店、ナナーズ安原店、松本市役所

2 店舗外現金自動設備の廃止（2か所）

イトーヨーカ堂長野店、あかしなショッピングタウン

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,275
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,302
事務機器・システム機器の導入・更改等	1,106
松川支店建替	161

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は親会社を有しておりません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
八十二証券株式会社	長野県上田市常田2丁目3番3号	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次および代理	百万円 3,000	% 100.00	—
八十二リース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	200	100.00	—
株式会社カード八十二	長野県長野市大字中御所218番地11	クレジットカード業務	30	100.00	—
八十二信用保証株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	信用保証業務	30	100.00	—
八十二システム開発株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地13	システム開発	40	5.00	—
八十二キャピタル株式会社	長野県長野市大字南長野南石堂町1282番地11	投資業務	200	10.00	—
八十二スタッフサービス株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	労働者の派遣業務 有料職業紹介業務 事務代行業務	20	100.00	—
やまびこ債権回収株式会社	長野県長野市大字中御所字岡田178番地2	債権管理回収業務	510	99.00	—
八十二オートリース株式会社	長野県長野市大字中御所岡田218番地14	リース業務	100	0.00	—

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携（略称「ACS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）及び労働金庫との提携（略称「MICS」）により、ATMの相互利用による現金引出し等のサービスを提供しています。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称「CNS」）との提携により、取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等のデータ授受サービスを提供しています。
4. 株式会社イーネットと提携し、共同設置ATMによる現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
5. 株式会社セブン銀行と提携し、セブン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
6. 株式会社ローソン銀行と提携し、ローソン銀行のATMでの現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
7. 当行が開発した共同版システムを、じゅうだん会行（山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、宮崎銀行、琉球銀行）に提供しています。
8. 株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し・現金預け入れ等のサービスを提供しています。
9. 長野県内6信用金庫（アルプス中央信用金庫、飯田信用金庫、上田信用金庫、諏訪信用金庫、長野信用金庫、松本信用金庫）と提携（名称「ぐるっと信州ネット」）し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。
10. 東邦銀行、群馬銀行と提携し、ATMの相互利用による現金引出し等を無料又は割引にて利用可能としています。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
湯本昭一	取締役頭取（代表取締役） 監査東京事務所担当	—	—
松下正樹	取締役副頭取（代表取締役） 企画統括部 企リスク統括部 り書室担当	—	—
吉江宗雄	常務取締役 松本営業部	—	—
佐藤裕一	常務取締役 融資部	—	—
宮原博之	常務取締役 システム 融資セ 事務セ 本本店セ 松本セ 本セ	—	—
浅井隆彦	常務取締役 人金融 金総務 融務 部	—	—
佐藤信司	常務取締役 営業 営業 国際 部	—	—
舟見英夫	取締役	八十二証券株式会社 代表取締役	—
田下佳代	取締役（社外役員）	—	弁護士
黒澤壯吉	取締役（社外役員）	—	—
北澤吉美	常勤監査役	—	—
峰村千秀	常勤監査役	—	—
門多丈	監査役（社外役員）	—	—
和田恭良	監査役（社外役員）	—	—
山沢清人	監査役（社外役員）	—	—

（注）社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について「選任・報酬委員会」へ諮問し、答申を受けております。「選任・報酬委員会」は、独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される取締役会の諮問機関であります。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、「選任・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を高めて経営を行うためのインセンティブとなる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各取締役が果たすべき職責やその成果等を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、確定金額報酬、業績連動型報酬および非金銭報酬により構成する。

なお、社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。

2. 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当行業績や他社水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動型報酬に係る業績指標の内容およびその業績連動型報酬の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動型報酬は、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした短期インセンティブとして位置付け、一事業年度の最終成果である当期純利益を業績指標とし、各事業年度の単体当期純利益の額に応じて算出された額を毎年一定の時期に現金で支給する。

4. 非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的と位置付け、株式報酬型ストックオプションとする。各取締役に割り当てる新株予約権の数は、株主総会で承認された上限金額の範囲内で役位別に定めるストックオプション報酬額を当該新株予約権1個あたりの新株予約権個数を決定するための公正価額で除して算出された数（ただし、株主総会で承認された1年間の個数を上限とする）とし、定時株主総会開催日から1年以内の日までの期間に割り当てる。

5. 確定金額報酬の額、業績連動型報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合は、基本方針を踏まえ、役位に応じた適切な割合とする。取締役の個人別の報酬等の額の割合を決定する上で前提となる全体の種類別の報酬金額は以下のとおり。

種類別の報酬金額（2008年6月25日株主総会決議）

・取締役の報酬体系は確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬とし、以下のとおりとする。（ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）

- i 確定金額報酬は月額25百万円以内とすること
- ii 業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること
- iii スtockオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てること

・当期純利益による業績連動型報酬枠

当期純利益水準	報酬枠
～100億円以下	—
100億円超～150億円以下	4千万円
150億円超～200億円以下	5千万円
200億円超～250億円以下	6千万円
250億円超～300億円以下	7千万円
300億円超～350億円以下	8千万円
350億円超	9千万円

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数とする。なお、選任・報酬委員会は、取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に対し助言・提言を行うものとし、取締役頭取は、その助言・提言を踏まえて各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数を決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額報酬	業績連動型報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	295 (10)	186 (10)	50 (—)	59 (—)	11 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	75 (16)	75 (16)	— (—)	— (—)	6 (3)
合 計 (うち社外役員)	370 (27)	261 (27)	50 (—)	59 (—)	17 (5)

- (注) 1 員数には当事業年度に退任した取締役1名および監査役1名を含めております。
- 2 業績連動型報酬にかかる業績指標は当期純利益であり、その実績は18,517百万円であります。当該指標を選択した理由は、一事業年度の最終成果であるからであります。当行の業績連動型報酬は、当期純利益の水準に応じて報酬枠を決定しております。
- 3 非金銭報酬の内容は株式報酬型ストックオプションであり、新株予約権割当の際の条件等は「イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。
- 4 取締役の確定金額報酬の額は、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、月額250万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
また、確定金額報酬とは別枠で、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額100百万円以内（1年間の個数の上限：1,500個、1年間の株数の上限：普通株式15万株）の範囲で割り当てることと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
- 5 監査役の報酬につきましては、2008年6月25日開催の第125期定時株主総会において、確定金額報酬月額8百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。なお、当該報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。
- 6 取締役会は、各取締役の確定金額報酬の額および業績連動型報酬の額ならびに新株予約権の割当個数の決定を、取締役頭取湯本昭一（監査部、東京事務所担当）に委任しております。委任した理由は、当行全体の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に「選任・報酬委員会」がその妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
田 下 佳 代	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
黒 澤 壯 吉	
門 多 丈	
和 田 恭 良	
山 沢 清 人	

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

記載すべき該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

重要な兼職はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	主な活動状況
田下佳代	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
黒澤壯吉	3年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、主に金融分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。また、選任・報酬委員会の委員を務めており、取締役等の選任、報酬等に関する審議において、独立した立場から発言を行うなど、社外取締役としての期待役割を果たしております。
門多丈	13年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に国際金融と企業投資に関する幅広い経験と専門的な見地から発言を行っております。
和田恭良	5年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回中13回、および監査役会14回中13回に出席し、主に行政分野における豊富な経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。
山沢清人	4年9ヶ月	当事業年度に開催された取締役会14回全て、および監査役会14回全てに出席し、主に豊富な学識経験と組織運営に関する幅広い見識に基づいて発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等 (百万円)
報酬等の合計	5人	27 (一)	—

(注) () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 2,000,000千株
発行済株式の総数 511,103千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 19,452名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,356 千株	6.60 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	20,207	4.12
明治安田生命保険相互会社	17,867	3.64
日本生命保険相互会社	17,000	3.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	13,138	2.68
株式会社三菱UFJ銀行	12,364	2.52
信越化学工業株式会社	11,830	2.41
昭和商事株式会社	11,820	2.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,391	2.12
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	9,114	1.86

(注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、持株数を発行済株式数(自己株式を除く)で除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ	72百万円	(注2)
指定有限責任社員 弥永 めぐみ		(注3)
指定有限責任社員 陸田 雅彦		
指定有限責任社員 石尾 雅樹		

- (注) 1 当行と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当行監査役会は、「監査役監査基準」等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、報酬の妥当性について分析・検討した結果いずれも適切・相当であり、監査品質は維持できると考え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3 当行、子会社および子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は96百万円です。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、その他の独立性や適格性を害する事由等により会計監査人を解任または不再任することが妥当であると判断した場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当事項はありません。

(2) 補償契約

イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当事項はありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当事項はありません。

計算書類

第138期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位: 百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	2,731,771
現金	116,590
預け金	2,615,180
コールローン	30,000
買入金銭債権	98,202
特定取引資産	12,157
商品有価証券	776
特定金融派生商品	3,381
その他の特定取引資産	7,998
金銭の信託	80,015
有価証券	3,333,897
国債	1,181,165
地方債	352,304
社債	496,811
株式	505,882
その他の証券	797,732
貸出金	5,587,528
割引手形	11,041
手形貸付	140,841
証書貸付	4,787,613
当座貸越	648,031
外国為替	34,417
外国他店預け	29,652
買入外国為替	4,357
取立外国為替	408
その他資産	119,962
未決済為替貸	22
前払費用	919
未収収益	7,300
先物取引差入証拠金	1,188
先物取引差金勘定	589
金融派生商品	13,920
金融商品等差入担保金	8,386
その他の資産	87,635
有形固定資産	25,528
建物	10,792
土地	10,969
リース資産	466
建設仮勘定	360
その他の有形固定資産	2,939
無形固定資産	4,601
ソフトウェア	4,004
リース資産	0
その他の無形固定資産	596
前払年金費用	20,264
支払承諾見返	35,424
貸倒引当金	△38,741
資産の部合計	12,075,029

科目	金額
(負債の部)	
預金	7,670,775
当座預金	366,756
普通預金	4,660,038
貯蓄預金	57,431
通知預金	6,274
定期預金	2,367,355
定期積金	31,325
その他の預金	181,594
譲渡性預金	160,715
コールマネー	676,745
売現先勘定	77,627
債券貸借取引受入担保金	784,779
特定取引負債	3,066
特定金融派生商品	3,066
借入金	1,632,343
借入金	1,632,343
外国為替	1,330
外国他店借	43
売渡外国為替	199
未払外国為替	1,088
その他負債	73,389
未決済為替借	8
未払法人税等	5,472
未払費用	4,384
前受収益	1,779
給付補填備金	0
金融派生商品	11,091
金融商品等受入担保金	3,817
リース債務	507
資産除去債務	182
その他の負債	46,145
退職給付引当金	10,235
睡眠預金払戻損失引当金	823
偶発損失引当金	1,316
繰延税金負債	113,631
支払承諾	35,424
負債の部合計	11,242,205
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	32,563
資本準備金	29,609
その他資本剰余金	2,954
利益剰余金	462,238
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	414,628
固定資産圧縮積立金	869
別途積立金	388,600
繰越利益剰余金	25,158
自己株式	△11,629
株主資本合計	535,415
その他有価証券評価差額金	292,709
繰延ヘッジ損益	4,426
評価・換算差額等合計	297,136
新株予約権	272
純資産の部合計	832,824
負債及び純資産の部合計	12,075,029

第138期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科目	金額
経常収益	112,952
資金運用収益	77,701
貸出金利息	43,302
有価証券利息配当金	32,331
コールローン利息	23
預け金利息	568
その他の受入利息	1,474
信託報酬	2
役務取引等収益	17,504
受入為替手数料	5,958
その他の役務収益	11,546
特定取引収益	133
商品有価証券収益	43
特定金融派生商品収益	58
その他の特定取引収益	31
その他業務収益	6,887
外国為替売買益	698
国債等債券売却益	6,188
その他の業務収益	0
その他経常収益	10,722
償却債権取立益	78
株式等売却益	6,988
金銭の信託運用益	606
その他の経常収益	3,048
経常費用	86,800
資金調達費用	6,829
預金利息	929
譲渡性預金利息	12
コールマネー利息	△143
売現先利息	325
債券貸借取引支払利息	429
借用金利息	736
金利スワップ支払利息	3,386
その他の支払利息	1,154
役務取引等費用	9,617
支払為替手数料	1,161
その他の役務費用	8,456
その他業務費用	3,893
国債等債券売却損	3,778
金融派生商品費用	44
その他の業務費用	70
営業経費	52,596
その他経常費用	13,863
貸倒引当金繰入額	8,218
貸出金償却	5
株式等売却損	459
株式等償却	110
金銭の信託運用損	1,323
その他の経常費用	3,747
経常利益	26,152

(単位：百万円)

科目	金額
特別利益	31
固定資産処分益	31
特別損失	328
固定資産処分損	62
減損損失	266
税引前当期純利益	25,855
法人税、住民税及び事業税	9,646
法人税等調整額	△2,308
法人税等合計	7,338
当期純利益	18,517

連結計算書類

第138期末（2021年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	2,753,959
コールローン及び買入手形	30,000
買入金銭債権	98,202
特定取引資産	12,157
金銭の信託	80,015
有価証券	3,326,241
貸出金	5,541,154
外国為替	34,417
リース債権及びリース投資資産	69,989
その他資産	141,736
有形固定資産	33,778
建物	11,016
土地	11,337
建設仮勘定	360
その他の有形固定資産	11,064
無形固定資産	4,747
ソフトウェア	4,136
その他の無形固定資産	611
退職給付に係る資産	42,139
繰延税金資産	2,023
支払承諾見返	35,424
貸倒引当金	△45,351
資産の部合計	12,160,638

科目	金額
(負債の部)	
預金	7,654,318
譲渡性預金	139,665
コールマネー及び売渡手形	676,745
売現先勘定	77,627
債券貸借取引受入担保金	784,779
特定取引負債	3,066
借入金	1,639,118
外国為替	1,330
その他負債	104,351
退職給付に係る負債	11,667
睡眠預金払戻損失引当金	823
偶発損失引当金	1,316
特別法上の引当金	12
繰延税金負債	120,695
支払承諾	35,424
負債の部合計	11,250,943
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	59,181
利益剰余金	492,869
自己株式	△11,629
株主資本合計	592,665
その他有価証券評価差額金	294,333
繰延ヘッジ損益	4,426
退職給付に係る調整累計額	14,594
その他の包括利益累計額合計	313,354
新株予約権	272
非支配株主持分	3,402
純資産の部合計	909,694
負債及び純資産の部合計	12,160,638

第138期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書 (単位: 百万円)

科目	金額	
経常収益		153,969
資金運用収益	77,797	
貸出金利息	43,276	
有価証券利息配当金	32,403	
コールローン利息及び買入手形利息	23	
預け金利息	571	
その他の受入利息	1,522	
信託報酬	2	
役務取引等収益	21,186	
特定取引収益	3,360	
その他業務収益	40,649	
その他経常収益	10,972	
償却債権取立益	85	
その他の経常収益	10,887	
経常費用		121,821
資金調達費用	6,863	
預金利息	928	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△143	
売現先利息	325	
債券貸借取引支払利息	429	
借入金利息	761	
その他の支払利息	4,551	
役務取引等費用	7,329	
その他業務費用	34,033	
営業経費	59,021	
その他経常費用	14,573	
貸倒引当金繰入額	8,882	
その他の経常費用	5,691	
経常利益		32,147
特別利益		31
固定資産処分益	31	
特別損失		364
固定資産処分損	66	
減損損失	266	
金融商品取引責任準備金繰入額	3	
その他の特別損失	28	
税金等調整前当期純利益		31,815
法人税、住民税及び事業税	11,684	
法人税等調整額	△2,394	
法人税等合計		9,290
当期純利益		22,524
非支配株主に帰属する当期純利益		140
親会社株主に帰属する当期純利益		22,384

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	弥 永 めぐみ ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 尾 雅 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 八十二銀行 監査役会

常勤監査役 北澤 吉美 ㊟

常勤監査役 峰村 千秀 ㊟

社外監査役 門多 丈 ㊟

社外監査役 和田 恭良 ㊟

社外監査役 山沢 清人 ㊟

以上

株主総会会場 ご案内図

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

会場 長野市大字中御所字岡田178番地8
当行本店3階 大会議室
☎ 026-227-1182（代表）



交通のご案内

JR長野駅善光寺口より 徒歩約10分

新型コロナウイルスについてのごお願い

株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて議決権行使書による議決権行使またはインターネット等による議決権行使もご検討いただきますようお願い申し上げます。

お土産についてのお知らせ

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。